



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
9 月 1 2 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告

指定管理者公募公告（スポーツ課、イノベーション推進課）..... 1

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。以下「長浜ドーム」という。）
- (2) 所在地 長浜市田村町1320
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第24号）第 2 条各号に掲げる長浜ドームが行う業務
- (2) 長浜ドームの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が長浜ドームの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が長浜ドームの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 7 年 10 月 3 日(金)午後 5 時必着とする。なお、電子メールおよび F A X での提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館 3 階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3360

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 配布場所 5 (2) に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立栗東体育館について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立栗東体育館（以下「栗東体育館」という。）
- (2) 所在地 栗東市上鉤514
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）第2条各号に掲げる栗東体育館が行う業務
- (2) 栗東体育館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が栗東体育館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が栗東体育館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3360

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立武道館について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立武道館（以下「武道館」という。）
- (2) 所在地 大津市におの浜四丁目2-15
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）第2条各号に掲げる武道館が行う業務
- (2) 武道館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が武道館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が武道館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 7 年 10 月 3 日(金)午後 5 時必着とする。なお、電子メールおよび F A X での提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館 3 階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3372

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所 5 (2) に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立アイスアリーナについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立アイスアリーナ（以下「アイスアリーナ」という。）
- (2) 所在地 大津市瀬田大江町 17-3
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成 12 年滋賀県条例第 21 号）第 2 条各号に掲げるアイスアリーナが行う業務
- (2) アイスアリーナの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1) および (2) に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がアイスアリーナの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がアイスアリーナの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 7 年 10 月 3 日(金)午後 5 時必着とする。なお、電子メールおよび F A X での提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館 3 階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3372

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 3 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所 5 (2) に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立琵琶湖漕艇場について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立琵琶湖漕艇場（以下「琵琶湖漕艇場」という。）
- (2) 所在地 大津市玉野浦6-1
- (3) 施設の設置の目的 スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資すること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）第2条各号に掲げる琵琶湖漕艇場が行う業務
- (2) 琵琶湖漕艇場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が琵琶湖漕艇場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が琵琶湖漕艇場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3360

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立ライフル射撃場について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）
- (2) 所在地 大津市大石東町鉾峠
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）第2条各号に掲げるライフル射撃場が行う業務
- (2) ライフル射撃場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がライフル射撃場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がライフル射撃場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3360

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立伊吹運動場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立伊吹運動場(以下「伊吹運動場」という。)
- (2) 所在地 米原市春照105
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第24号)第2条各号に掲げる伊吹運動場が行う業務
- (2) 伊吹運動場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が伊吹運動場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が伊吹運動場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3372

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー（以下「柳が崎ヨットハーバー」という。）
- (2) 所在地 大津市柳が崎1-2
- (3) 施設の設置の目的 スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資すること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）第2条各号に掲げる柳が崎ヨットハーバーが行う業務
- (2) 柳が崎ヨットハーバーの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が柳が崎ヨットハーバーの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が柳が崎ヨットハーバーの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3360

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立陶芸の森について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）
- (2) 所在地 甲賀市信楽町勅旨2188-7
- (3) 施設の設置の目的 県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 陶芸の森の利用を通じた陶器産業の振興および陶芸文化の向上に関する業務
- (2) 陶芸の森の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) 施設、設備および備品の維持管理に関する業務

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が陶芸の森の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 16 日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に郵送または持参すること。
なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 7 年 10 月 16 日(木)午後 5 時必着とする。

(2) 受付場所 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課モノづくり・地場産業振興係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 2 階 電話 077-528-3793

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から令和 7 年 10 月 16 日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和 7 年 9 月 25 日(木)に陶芸の森において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

